

原油価格・物価高騰緊急支援給付金 Q & A

Q 1 : 対象者の要件はどのようなものか。

A 1 : 対象となるのは、法人登記がなされ法人格を有する法人（社団、財団を含む）及び個人事業主で、かつ確定申告を行っている法人や個人事業主になります。
 そのため、PTA や同窓会などの団体（任意団体等）は対象となりません。
 ただし、確定申告や住民税の申告をしている方は、個人事業主として認められる場合があります。
 農事組合法人については、法人として確定申告をしているか、個人農家として確定申告をしているかで判断をします。

Q 2 : 対象とならない事業者は具体的にどのような事業者か。

A 2 : 大企業、政治団体、性風俗産業、及び 系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者は、対象となりません。
 この外、県が同時に行う原油高騰関係の別の支援金の給付を受ける（受けた）バス、タクシー、ハイヤー事業者 及び トラック事業者も対象外です。
 【詳細は下表参照】

	内 容	具体例など	
対象外 ✖	大企業、政治団体、性風俗産業、 系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者		
	県の「 <u>地域公共交通事業者原油高騰等支援金^{※1}</u> 」の 給付を受ける（受けた）事業者	バス事業者、 タクシー・ハイヤー事業者	
	県の「 <u>運送事業者原油価格高騰支援給付金^{※2}</u> 」の給付 を受ける（受けた）事業者	トラック運送事業者 （一般貨物自動車運送事業者） 又は （特定貨物自動車運送事業者）	
対 象 ○	<u>上記を除く全ての業種の事業者</u> （個人事業主を含む）＜以下の業種も対象＞		
	※ 1 と ※ 2 の 対 象 外	運転代行業者	
	貨物軽自動車運送事業者（いわゆる黒ナンバー◆） ◆黒地に黄色文字のナンバープレートの軽自動車	赤帽など	
	一般貨物自動車運送事業者のうち 霊柩運送事業者	セレモニーホール、葬儀業など と一体での申請を想定	
	接待飲食等営業事業者や深夜酒類提供飲食店など	スナック、パブ、バー、クラブなど やまがた舞子などもOK	

Q3： 県の「地域公共交通事業者原油高騰等支援金」又は「運送事業者原油価格高騰支援給付金」と併給は可能か。

A3： 県の「地域公共交通事業者原油高騰等支援金」又は「運送事業者原油価格高騰支援給付金」との併給はできません（重複して申請・受給することはできません）。

バス、タクシー、ハイヤー及びトラック事業者は、それぞれの事業者のみを対象とする上記の給付金を受給してください。

ただし、バス、タクシー、ハイヤー及びトラック事業者が、別人格（法人又は個人）で本給付金の対象となる事業を営んでいる場合は、当該事業について、本給付金（原油価格・物価高騰緊急支援給付金）の対象となります。

<QA4・QA5・QA10・QA11・QA14参照>

Q4： 一般（特定）貨物自動車運送事業（緑ナンバー）だけでなく、貨物軽自動車運送事業（黒ナンバー）も行っているが、本給付金の対象となるか。

A4： 同一人格（1法人又は1個人）の事業者が、県の「地域公共交通事業者原油高騰等支援金」又は「運送事業者原油価格高騰支援給付金」と、本給付金（原油価格・物価高騰緊急支援給付金）とを併給することはできません（重複して申請・受給することはできません）。

ただし、それぞれの事業を別人格（法人と法人、法人と個人）で営んでいる場合については、貨物軽自動車運送事業者として、本給付金（原油価格・物価高騰緊急支援給付金）の対象となります。<QA3、QA10・QA11参照>

Q5： 国や市町村、県の他の補助金等との併給は可能か。

A5： 県の「地域公共交通事業者原油高騰等支援金」又は「運送事業者原油価格高騰支援給付金」**以外**の国・県・市町村の給付金、補助金については、それぞれの給付金・補助金の支給要件で、他の給付金、補助金との併給を禁じていなければ、重複して申請することができます。

<QA3参照>

Q6： 過去（令和元年・2年・3年）の比較対象月に、国・県・市町村の給付金や補助金を受給したが、比較の際に売上に含めるのか。

A6： 国・県・市町村の給付金や補助金など、公的な支援金は売上に含めずに比較してください。

その際、確定申告書の写しの欄外に、受給した公的な支援額とその支援額を除いた売上の額を記載するようにしてください。

Q7： 申請はどうすればよいのか。

A7： 申請書と必要書類（紙ベース）を、「山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金事務局」へ郵送してください。電子申請による受付は行っていません。

新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止のため、事務局へ直接持参なされることは、ご遠慮ください。

送付の際には、必要書類を漏れなく添付（同封）しているか、必ず確認してから郵送してください。

送付先：

〒983-8799

仙台東郵便局留め（宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP内）

山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金事務局 あて

問合せ先：

山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金コールセンター

TEL 0570-001-282

受付時間 午前9時～午後6時まで（土・日・祝日を除く）

Q8： 申請してからどのくらいの期間で支給されるのか。

A8： 申請書類に不備がない場合は、原則として申請を受け付けてから、概ね3～4週間で、指定のあった金融機関の口座に振込をする予定です。

Q9： 複数の店舗を経営している場合は、店舗数に応じて給付を受けられるのか。

A9： 店舗数に関係なく、経営者ごとの給付になりますので、売上要件を算出する場合には、全店舗の合計額で算出してください。

Q10： 1経営者が複数の店舗をそれぞれ法人化して経営している場合の給付額はどうか。

A10： 1経営者が2店舗を有し、この2店舗が別の法人格である場合は、1経営者であっても、法人毎に支給します。この場合、2法人（店舗）に対して給付金を支給します。

Q 1 1 : 1 経営者が複数の業種を営んでいる場合、それぞれ給付を受けることができるのか。

A 1 1 : 事業者（経営者）ごとに給付するため、同一人格（1 個人又は1 法人）で複数業種を営んでいる場合は、複数業種全体の売上減少を比較することになり、給付回数は1 回になります。

別人格（個人と法人、法人と法人）で営んでいる場合は、個人や法人のそれぞれの売上を比較することになり、売上が30%以上減少していれば、それぞれ給付金を受けることができます。

Q 1 2 : 農業の系統出荷による農業収入が主とは何を基準にすればいいのか。

A 1 2 : 農業の系統出荷による収入が、収入全体の過半を占める（50%以上となる）場合、「農業の系統出荷による農業収入が主」となります。

Q 1 3 : 個人事業主で、山形県内に店舗（事業所）を構えているが、県外に住んでいる（確定申告を県外の税務署に申告）。この場合、給付の対象となるのか。

A 1 3 : 山形県内にのみ店舗（事業所）がある場合は、本店（本社）とみなして対象とします。

山形県以外にも店舗（事業所）がある場合は対象外です。

対象となる場合は、山形県内にのみ店舗（事業所）があることを確認する必要がありますので、その証明をする資料を添付してください。

なお、証明する資料の添付が困難な場合は、以下の内容を記載した申出書を必ず添付してください（押印の省略はできません）。

申 出 書

令和4年〇月時点で、私が経営する店舗（事業所）は山形県内にしかありません。
店舗（事業所）所在地：●●市●●町●●

令和〇年〇月〇〇日

申請者氏名

印

Q14： 主たる事業以外にも事業を行っている。主たる事業では売上が30%以上減少しているが、事業全体での売上の減少は30%未満となっている。この場合、給付の対象となるか。

A14： 売上減少の比較については、事業全体の売上で判断しますので、給付の対象とはなりません。〈QA11参照〉

Q15： 個人で事業を営んでいるが、会社役員も務めており、不動産収入や給与収入（役員報酬）等がある場合、売上30%減少の比較は事業収入のみで行ってもいいのか。

A15： 給与収入（役員報酬）等は含めず、事業収入で売上要件を満たすかどうかで判断します。

Q16： フリーランスなので、雑所得や給与所得で確定申告をしている。この場合、給付の対象となるか。

A16： フリーランスで事業をしている資料や収入に係る資料を提出し、かつ、確定申告や住民税の申告などで、事業主であることが明白に判断できる場合は対象となります。

Q17： 確定申告書の写し（控え）に収受日付印がない場合はどうすればいいか。

A17： 確定申告書に収受日付印がない場合は、収受日付印がない確定申告書の写し（控え）に加え、次の①～③のいずれかの書類（資料）を添付してください。

- ① その年度の納税証明書（その2 所得金額用）の写し
- ② 税務署で保管している申告書原本を撮影した写真（氏名、住所、収受日付印がはっきりと確認できるもの）

〈e-Tax（電子申告）で確定申告した場合〉

- ③ 受信通知（メール詳細）の写し

なお、e-Tax（電子申告）で確定申告した場合は、税務署の収受日付印は押印されませんが、確定申告書の写し（控え）に受付日時及び受付番号が印字されている場合は、①～③の添付は必要ありません。

Q18： 確定申告書について、青色申告ではなく、白色申告をしている場合はどのように比較するのか。

A18： 白色申告をしている場合は、令和元年、2年、3年のいずれかの年の年間売上の月平均を算出し、令和4年4月、5月、6月の売上と比較します。売上が30%以上の減少となる場合は、給付金の対象となります。

なお、白色申告であっても、各月の売上額を証明できる資料があり、令和4年4月、5月、6月の売上と、令和元年、2年、3年のいずれかの年の同月の売上とを比較できる場合は、年間売上の月平均を算出せず、該当する月の売上を記載してください。また、申請書を提出する際には各月の売上額を証明できる資料（1年分、確定申告の年間売上額の確認ができるもの）を添付してください。

Q19： 令和4年4月、5月、6月の売上を証明できる書類がない。どうすればよいか。

A19： 売上の減少を証明していただく必要がありますので、売上台帳の写しなどを提出してください。

売上を証明できる書類を提出いただけない場合は、申請できません。証明書類の添付がない申請書を送付していただいても、給付はできません。

Q20： 所得がないので税務署への申告は行っておらず、市町村への市町村民税・県民税の申告しかしていない。その申告書の添付でよいか。

A20： 原則、所得税の確定申告の写しの添付が必要ですが、所得税の確定申告をしていない場合は、市町村民税・県民税の申告書の写しの提出でも構いません。

Q21： 4月（5月・6月）の売上は30%以上減少していたが、既に廃業してしまった（廃業する予定だ）。この場合でも給付の対象になるか。

A21： 本給付金は、事業の継続を目的としており、給付金受給後も事業を継続することが要件となっていますので、給付の対象とはなりません。

Q22： インターネット銀行の口座を給付金の振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればいいか。

A22： インターネット銀行の場合、次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。

金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義（漢字・カナ）

Q23： パソコンがないので、申請書などをダウンロードできないがどうすればいいか。【プリンターがなく印刷できない場合も同じ】

A23： 最寄りの商工会・商工会議所、市町村の商工担当課、県総合支庁地域産業経済課でも、申請書の様式をお配りしています。

Q24： 創業したばかりなので、4月（5月、6月）の売上と比較ができないが、どうすればいいか。

A24： 令和3年6月2日以降に創業し、6月同士の売上比較ができない場合は、創業特例を適用します。

具体的には、令和3年6月2日～令和4年5月1日までに創業した事業者は、令和3年7月～令和4年5月までのいずれか ひと月の売上と、令和4年4月・5月・6月のいずれか ひと月の売上を比較し、30%以上減少している場合は、給付の対象となります。

Q25： 給付金は、法人税や所得税の課税対象となるのか。

A25： 本給付金は新型コロナウイルスの感染拡大及び原油・物価高騰の影響を緩和し、売上の減少を一部補填する目的で支給するものですので、法人税や所得税の課税対象となります。

確定申告などの際には、申告漏れがないようご注意ください。

具体的には、

- ・法人の場合は、雑収入として益金の額に算入し、法人税の対象
- ・個人事業者の場合は、事業所得として雑収入で計上し、所得税の対象

となります。

なお、支援金の受給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合は、税負担は生じません。

<QA26参照>

Q26： 給付金は、消費税の課税対象となるのか。

A26： 消費税の課税対象とはなりません（不課税）。

消費税は、事業として何かを売ったり、貸したり、サービスを提供した際に、その対価として得られる売上に対して課税されるものです。本給付金は、サービス等の対価としてお支払いするものではないため、消費税の課税対象とはなりません。

なお、本給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大及び原油・物価高騰の影響を緩和し、売上の減少を一部補填する目的で支給するものですので、法人税や所得税の課税対象となりますので、申告漏れがないようご注意ください。

<QA25参照>